（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、北朝鮮特定貨物の保管、税理士法施行規則第一条の三第一項に規定する税法に関する研修の指定、国営土地改良事業の工事完了、佐賀東部土地改良区役員の就任、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他　三
会社決算公告　六

省　令

○厚生労働省令第百十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十の二に次の一項を加える。

4　病院等の管理者は、法第六条の十第一項の規定による報告を適切に行うため、当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制を確保するものとする。

第一条の十の四の次に次の一条を加える。

（医療事故調査等支援団体による協議会の組織）

第一条の十の五　法第六条の十一第二項に規定する医療事故調査等支援団体（以下この条において「支援団体」という。）は、法第六条の十一第三項の規定による支援（以下この条において単に「支援」という。）を行うに当たり必要な対策を推進するため、共同で協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、前項の目的を達するため、病院等の管理者が行う法第六条の十第一項の報告及び医療事故調査の状況並びに支援団体が行う支援の状況の情報の共有及び必要な意見の交換を行うものとする。

3　協議会は、前項の情報の共有及び意見の交換の結果に基づき、次に掲げる事項を行うものとする。

一　病院等の管理者が行う法第六条の十第一項の報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修の実施

二　病院等の管理者に対する支援団体の紹介

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇七九	二八、六、七	小沢　一仁
五〇八〇	二八、六、七	小山　富万
五〇八一	二八、六、七	四十物政憲
五〇八二	二八、六、七	坂本　亮

○外務省告示第二百十七号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書の一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定に従い、平成二十八年一月一日に効力を生じた。

（平成二十七年六月十二日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ第一規則34の次に次の35から38までを加える。

35　「監査」とは、監査の基準が満たされる程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

36　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度で、機関が作成する指針を考慮したものをいう。

37　「実施のためのコード」とは、機関の文書を実施するためのコード（Ⅲコード）で、機関が決議Ａ一〇七〇（二八）によつて採択したものをいう。

38　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅰ第九章の次に次の一章を加える。

第十章　この条約の遵守の確認

第四十四規則　適用

締約国は、この附属書に定める義務の履行及び責任の遂行において実施のためのコードの規定を適用する。

第四十五規則　遵守の確認

1　全ての締約国は、この附属書の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従つて機関による定期的な監査を受ける。

2　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

3　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

4　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。

.1　機関が作成する指針を考慮して、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

.2　機関が作成する指針を考慮して定期的に行う。

附属書Ⅱ第一規則17の次に次の18から21までを加える。

18　「監査」とは、監査の基準が満たされる程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

19　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度で、機関が作成する指針を考慮したものをいう。

20　「実施のためのコード」とは、機関の文書を実施するためのコード（Ⅲコード）で、機関が決議Ａ一〇七〇（二八）によつて採択したものをいう。

21　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅱ第八章の次に次の一章を加える。

第九章　この条約の遵守の確認

第十九規則　適用

締約国は、この附属書に定める義務の履行及び責任の遂行において実施のためのコードの規定を適用する。

第二十規則　遵守の確認

1　全ての締約国は、この附属書の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従つて機関による定期的な監査を受ける。

2　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

3　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

4　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。